

お知らせ(敷地内禁煙)

このたびの健康増進法の改正により、受動喫煙による健康被害を防止するため、総合福祉センターは7月1日より敷地内禁煙となります。

総合福祉センターは、保健センターを併設し、保育所も隣接しています。子どもや高齢者、町民の皆様の健康増進のためです。

敷地内禁煙とは、「建物内及び敷地内における喫煙を禁止すること」です。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

※玄関前に設置している灰皿は6月28日(金)をもって撤去します。

令和元年6月10日

横 瀬 町 長

富田能成

横瀬町社会福祉協議会会長

富田能成